

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

鹿児島厚生年金 事案 242

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険の資格取得日は昭和25年10月5日、資格喪失日は27年4月5日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年10月は3,000円、同年11月から26年7月までは4,000円、同年8月から同年10月までは4,500円、同年11月から27年3月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月から27年4月まで

A社B工場に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所へ照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。

私は、当該事業所に試験を受けて就職し、また、元同僚数人の名前及び連絡先を覚えている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、昭和25年10月5日から27年4月5日までの期間について、申立人の旧姓と同姓同名、かつ、同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人が挙げた元同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と一致することなどを踏まえると、当該被保険者記録は、申立人に係る記録であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、昭和25年10月5日に取得し、27年4月5日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和25年10月5日から27年4月5日までの期間における標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和25年10月は3,000円、同年11月から26年7月までは4,000円、同年8月から同年10月までは4,500円、同年11月から27年3月までは7,000円とすることが妥当である。

鹿児島厚生年金 事案 243

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和40年7月3日、資格喪失日は同年8月11日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月10日から43年1月5日まで
申立期間については、B社又はC社のいずれかで勤務していた。

社会保険事務所では、私の厚生年金保険の加入記録が、申立期間前の昭和39年4月1日から40年7月10日までの期間は前者の事業所で、また、申立期間後の43年1月5日から同年5月10日までの期間は後者の事業所であるとしているのみであり、これらの期間に挟まれた申立期間については、加入記録が無いとしている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、両事業所は、社名が異なっているものの、経営者は夫婦で、事務所の所在地も同一であり、申立期間においては実質的に職場内の異動のようなものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、生年月日が相違するものの、申立人と同姓同名で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該事業所では、資格取得日が昭和40年7月3日、資格喪失日が同年8月11日とする申立人の被保険者資格を記録した資料が残っている旨回答しているほか、雇用保険の加入記録が当該被保険者期間と一致している。

これらを総合的に判断すると、未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人に係る記録であると認められる。

なお、昭和40年7月の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和40年8月11日から43年1月5日までの期間については、元同僚からの聞き取りにより、申立人は、当時、厚生年金保険の適用事業所であったB社又はC社で勤務していたことがわかるものの、B社が保管している同社及びC社における厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日に係る記録が社会保険庁の記録と一致している上、B社では当時の関連資料は無いとしていることなどから、申立ての事実に係る関連資料及び証言等を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するB社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間について申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和40年8月11日から43年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 56 年 7 月まで

私の国民年金保険料については、私の妻と一緒に納付したと思う。私の妻は納付済みとなっているのに、私のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時居住していた市において、国民年金に加入していたことをうかがわせる記録が無い上、国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、昭和 53 年 9 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないなど、申立人から聴取しても、申立人が申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年9月までの期間及び48年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から47年9月まで
② 昭和48年1月から49年3月まで

私は、昭和44年4月に県体育協会に就職し、市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金課に案内され、未納となっていた国民年金保険料を分割で納付した記憶がある。

また、申立期間当時、私の夫は国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していたので、私の夫と一緒に保険料を納付していたこともあったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①のほとんどの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度保険料となるため、当該期間の国民年金保険料については、集金人に納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から54年5月まで

私は、申立期間当時、転居した村で住所変更手続きをした際、国民年金の加入手続きを行った。また、申立期間当時、自動車整備工場に勤務しており、役場が近隣にあったため、給料が支給されると、すぐに役場で国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、転出先の町で平成2年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は「住所変更手続きをした際に国民年金の加入手続きをした。」と述べているが、申立人の戸籍の附票により、申立人が住所変更した時期は、昭和50年10月であることが確認でき、その時点では、申立人の年齢は20歳に到達していないため、国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月から45年3月まで

私は、昭和41年9月にA区に転居し、同区役所で国民健康保険の加入手続をした際、国民年金に加入するよう窓口の女性に言われ、国民年金の加入手続をした。また、国民年金保険料は若い男の人が、私が居住していたアパートに3か月毎に集金に来て、領収印を国民年金手帳の左ページには押さず右ページにだけ押したことを覚えている。その後、昭和42年10月に、B区に転居してからも、若い男の人が、同じ方法で集金していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳は、昭和42年3月6日にA区で発行されていることが確認できることから、申立期間の一部については、集金人による国民年金保険料の納付はできなかったものと推認される。

また、申立人の戸籍の附票により、申立人がA区からB区に住所を変更した時期は昭和42年10月であることが確認できるが、A社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄に「43.11.14 B区」の記録があることが確認できることから、申立人は、この時期まで国民年金の住所については、変更の届出を行っていなかったものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 59 年 3 月までの期間、60 年 4 月から平成 2 年 11 月までの期間、3 年 5 月から同年 6 月までの期間及び 3 年 8 月から 4 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 11 月まで
③ 平成 3 年 5 月から同年 6 月まで
④ 平成 3 年 8 月から 4 年 5 月まで

私の厚生年金保険の未加入期間については、すべて私の妻が私の国民年金保険料を納付していた。当時は家計についてはすべて私の妻に任せており、私の妻は私の国民年金保険料を間違いなく納付したと言っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、そのことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の妻は、国民年金に加入していない上に当時の状況についても確認ができない状態であることから、国民年金保険料の納付状況については不明である。

また、申立期間②については、平成 5 年 1 月に申立期間直後の 2 年 12 月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、その時点では、当該申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間③については、社会保険庁の記録により、平成 3 年 5 月の国民年金保険料を 5 年 8 月に納付しようとしたが、時効で納付できなかったため、3 年 7 月の国民年金保険料に充当されていることが確認できる。

加えて、申立期間は、4 つの期間で合計 136 か月と長期間に及ぶ上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月12日から同年5月27日まで
私は申立期間中、製鉄所の下請会社であったA社で、溶鉱炉の煉瓦積み等の業務に季節労働者として従事したが、厚生年金保険の加入記録が無い。
雇用保険の加入記録があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間において、A社B出張所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったA社において、厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚から聴取したところ、当該事業所においては、社会保険への加入について本人の意向確認をしていたのではないかとしているほか、別の元同僚については、同人の同社での2回の勤務のうち、2回目は厚生年金保険の加入記録があるが、1回目は無いことなどから、当該事業所では従業員の一部を厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったA社は既に全喪している上、元同僚から聴取してもなお、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所保管のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番

も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録により、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年8月3日まで

A事業所（現在は、B社。）に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所へ照会したところ、私の加入記録は申立期間には無く、昭和26年8月3日からとされているとのことであった。

私は高校卒業後、昭和25年4月1日付けで申立て事業所に正社員として入社し、28年2月23日まで勤務していた。また、入社時から厚生年金保険の被保険者になっているものと信じていた。私よりも後から入社したにもかかわらず、私の資格取得日より前から、厚生年金保険の加入記録のある同僚がいるとのことであった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所という名称の事業所が、申立期間前となる昭和24年2月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるとともに、申立人の挙げる元上司から、「申立人の入社時期は記憶していないが、3年ぐらい勤務していたことは間違いないと思う。」との証言を得たことから、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、現存するB社では、申立期間当時の職員名簿、賃金台帳等は保存していないと証言しているとともに、申立人が挙げる元同僚3人はいずれも既に死亡していることなどから、申立てに係る関連資料及び証言等を得ることはできなかった。

また、B社の本社へ照会したものの、人事及び社会保険関係等の事務手続については、申立期間当時から本社及びA事業所では個別に行っていた上、当時の人事記録等の資料は無い旨の回答を得ている。

さらに、社会保険事務所保管のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。